

未然に防げる事故・点検のすすめ

日頃の点検などにより未然に防げる事故のひとつに施設、設備管理の不備に起因するものがあります。
今回は本会が実際に相談を受けた代表的な事故を挙げてみます。これを機に店舗内を確認してみましょう。

● 物理療法機器に起因する事故

- * 電療器のパッドなどの劣化が原因で電流が安定せず、利用者に熱傷を負わせた。
- * 光線治療中にカーボンが落ち利用者の施術着などに引火して、熱傷を負わせた。

物療器のひとつ、電療器の一般的な耐用期間は6年です。家電製品と比べ耐久性の高い部品が使われているものの、6年以上は使用できないものと認識するべきです。耐用期間を超えて使用する場合は、メーカーの点検を受け今後の使用に耐えられるかどうか確認することは必須です。これまで大丈夫だったからと使用を続け、利用者に熱傷を負わせてしまうような事故は防がなければなりません。管理不備だけが原因ではないものの、本会に相談をいただく熱傷原因の3割を物療器が占めています。また、物療器による熱傷の原因には整備不良の他に、麻痺や知覚鈍麻のある部位に行われたことによる人為的ミス指摘される事故もあります。

● 施設、設備に起因する事故

- * 店舗前に設置していた看板が倒れ、利用者の自動車にあたりキズをつけた。
- * 店舗待合室の壁に掛けていた時計が、利用者の頭部に落下し怪我をさせた。
- * 悪天時の店舗前の通路で利用者が足を滑らせ転倒し骨折した。

落下や倒れたりする恐れがあるものは、定期的な点検が必要で状況に応じて撤去や補強する必要があります。

利用者の転倒は本人の不注意といえます。悪天時は足元が滑りやすいことは認識できるはずで、100%管理者側の責任ではありません。責任が一部問われる場合、通路が店舗の占有部分であれば店舗の責任、共有部分であれば物件所有者の責任となるのが一般的な判断です。「足元が滑りやすいのでお気をつけください」との声がけだけでは、『予測できた危険を放置していた』と取られかねません。滑り止めマットなどによる対策を講じた上で、定期的な確認が必要です。



不幸にして事故が発生してしまっても、本会会員であれば多くの事故は会員保障制度の対象として損害賠償は補填されます。
ただ、事故の程度によって、業務上過失傷害罪に問われる恐れがありますので十分に気をつけたいところです。
万が一、お困りごとが生じた際には早めに本会までご連絡ください。

ONE POINT

点検表などを使用して安全確認を行っていた事実を記録に残すようにしておきましょう

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANewsの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

☺ JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます☺

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-1